

平成26年度福島県農業振興審議会議事録

1 日 時 平成26年11月27日(木) 13:00～15:30

2 場 所 県庁西庁舎12階 講堂

3 出席者 別紙名簿のとおり

4 議 事

(1) 農業・農村の動向等に関する年次報告について

(2) 福島県農林水産業振興計画の進行管理について

5 審議経過

(開 会)

司 会 | 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。  
(企画主幹) | 定刻となりましたので、これより平成26年度福島県農業振興審議会を開催いたします。本日の司会進行を務めます農林水産部企画主幹の松本でございます。

さて、本日の審議会は「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されているところであり、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により会場に傍聴席を設け、一般県民に公開することとなっておりますので、御了承いただきたいと思います。

それではまず初めに、今般、委員の改選が御座いましたので、委員の皆様を御紹介いたします。

なお、辞令につきましては、あらかじめ机の上に配付をさせていただきましたので、御確認をよろしくお願いいたします。

それでは、本日、御出席いただいている委員の皆様につきまして、お配りしております審議会委員名簿順に御紹介を申し上げます。

まず初めに、第二号委員でございます。福島県農業協同組合中央会常務理事の川上雅則委員でございますが、本日は代理で遊佐正広農業対策部長に御出席をいただいております。

遊 佐 部 長 | よろしくお願いたします。

司 会 | 続きまして、同じく、公益社団法人福島県畜産振興協会会長の但野忠義委員でございますが、本日は代理で鈴木弘専務理事に御出席をいただいております。

鈴木専務理事 | よろしくお願いたします。

司 会	同じく、福島県土地改良事業団体連合会専務理事の櫻田浩二委員でございます。
櫻 田 委 員	櫻田です。よろしくお願いいたします。
司 会	同じく、福島県食品産業協議会会長の岸秀年委員でございます。
岸 委 員	岸でございます。よろしくお願いいたします。
司 会	続きまして、第三号委員でございます。福島県認定農業者会会長の小森貞治委員でございます。
小 森 委 員	小森です。よろしくお願いいたします。
司 会	続きまして、同じく、公募委員の佐藤直美委員でございます。
佐 藤 委 員	佐藤です。よろしくお願いいたします。
司 会	同じく、福島大学副学長の千葉悦子委員でございます。
千 葉 委 員	千葉です。よろしくお願いいたします。
司 会	同じく、公益社団法人福島県栄養士会会長の中村啓子委員でございます。
中 村 委 員	中村です。よろしくお願いいたします。
司 会	同じく、福島県消費者団体連絡協議会の平久井信子委員でございます。
平 久 井 委 員	平久井です。よろしくお願いいたします。
司 会	同じく、公募委員の松本順子委員でございます。
松 本 委 員	松本です。よろしくお願いいたします。
司 会	同じく、特定非営利活動法人素材広場理事長の横田純子委員でございます。

横 田 委 員

横田です。よろしくお願ひいたします。

司 会

ありがとうございました。

なお、1号委員の冨塚宥暲委員、大塚節雄委員、2号委員の鈴木理委員、大川原けい子委員、それから3号委員の伊藤房雄委員、降矢セツ子委員、横田祐子委員の皆様につきましては、本日、所用のため、御欠席でございます。

それでは、次第に則って進めさせていただきます。

続きまして、農林水産部長より御挨拶を申し上げます。

農 林 水 産 部 長

県の農林水産部長の畠でございます。皆様方には日頃より本県の農業・農村の復興に対して、御尽力をいただいているところであり、改めて感謝を申し上げます。

また、このたびは委員の改選に当たりまして、お忙しい中、本審議会の委員に御就任いただき、誠にありがとうございます。

東日本大震災、原子力災害から3年8ヵ月が経過しましたが、この間、復興が着実に進みつつあるという所もございますが、一方で本県の農業に対する環境は非常に厳しい状況が続いております。

消費者庁が半年に1回、風評被害に関する消費者意識の実態調査結果を発表しておりますが、第1回の平成25年2月に調査をした時には、福島県産品の購入をためらう人の割合が19.4%であったのが毎回少しずつ下がってきまして、前回平成26年の2月には15.3%まで下がりましたが、その後8月には19.6%まで増加をしております。全国で2割の方が福島県産品の購入をためらうという状況は、変わってございません。

県内でもやはり同じように2割の方が県産品の購入をためらうというふうに回答をされているという状況が続いております。

しかしながら、本県の基幹産業は農業でありますし、農業は我々の生命を育む食料の供給、あるいは県土の保全、様々な役割を果たしている重要な産業でございます。

こうした中で、こういった厳しい環境の中から復旧復興を図りながら、生産者が希望を持てるような農業を復興させることが我々の使命だという風に考えております。

このため県では、この審議会でも御審議いただき昨年3月に改訂しました「ふくしま農林水産業新生プラン」に基づいて、九つの重点戦略を中心に復旧復興に全力で取り組んでいるところでございます。

特に避難地域にあっては、営農再開を進めるために、現地で実証研究を行ったり、あるいは双葉農業普及所を広野町へ移転し、川内村に駐在を設けたり、あるいは様々な形で復興の基盤となる技術的・物理的な整

備、復興に力を入れているところでございます。

また、米の全量全袋検査を始めとして、あらゆる農産物をきめ細かく検査をして生産から流通消費に至るまでの安全確保に努める、あるいは農産物の風評を払拭するために、トップセールスや TOKIO を活用したイメージアップの CM の放映など、様々な形で取り組んでいるところでございます。

また、意欲ある担い手の育成確保あるいは農地中間管理機構による農地の集積、また、先端技術を活用した新しい農業生産体系の整備等にも取り組んでいるところでございます。

本日は、これらの取組を盛り込んだ「農業・農村の動向に関する年次報告」と「福島県農林水産業振興計画の進行管理」などについて御審議をいただくことにしておりますので、委員の皆様には忌憚のない御意見を頂戴しますようお願いを申し上げて挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

司 会

ありがとうございました。

続きまして、次第の3番でございます「会長及び副会長の選任」に移らせていただきます。

慣例によりまして、引き続き進行をさせていただきます。

福島県農業振興審議会規則第3条の規定によりまして、「当審議会の会長及び副会長は委員の互選によって定める」とされております。

会長・副会長の選任について御意見等ございましたらお願いしたいと思っております。

櫻 田 委 員

これまでの審議会においても、千葉委員と伊藤委員は会長・副会長ということで、しっかりとした見識をもって運営していただいております。今後も引き続き、伊藤委員は欠席ではございますけれども、引き続き、千葉委員と伊藤委員に会長・副会長をお願いできればなと私は思っております。

司 会

ありがとうございます。

ただ今、会長に千葉悦子委員、副会長に伊藤房雄委員をお願いしてはどうかという御発言がございましたけれども、皆様いかがでしょうか。

各 委 員

異議なし。

司 会

御異議ございませんということですので、会長につきましては千葉悦子委員に、副会長につきましては伊藤房雄委員をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、千葉委員、会長席へお移りいただきますようお願い

します。それでは、突然で申しわけございませんが、一言御挨拶をお願い申し上げます。

会 長  
(千葉委員)

ただ今、会長に選任されました千葉でございます。就任に当たりまして一言御挨拶申し上げたいと思います。

この審議会は福島県の農業の振興に関する基本的、重点的な事項について審議するという場でございます。

前回に引き続きまして、会長を引き受けることになりまして大変光栄に思っておりますし、また、この時期に会長を務める重責に身が引き締まる思いでございます。

皆様と一緒に、十分に協議をして、本県農業の振興に向けて進めてまいりたいと思いますので、どうぞ御協力よろしくをお願いいたします。

今回の審議会では、「農業・農村の動向等に関する年次報告」それから「福島県農林水産業振興計画の進行管理」が議題となっております。

審議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

先程、農林水産部長の御挨拶でもありましたように、本県は震災以降、厳しい状況の中でも少しずつ少しずつ前に進んでいるかと思えます。

しかし、同時になかなか風評が払拭できないという状況もございます。

皆様方からは様々な観点から、御意見をいただきまして、本県の震災後の復興再生に向けて、施策の展開につなげて行ければと思います。

活発な御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

司 会

ありがとうございました。

それではですね、次第の議事に入ります前に、ここで、県側職員の紹介並びに資料の確認をさせていただきます。

私から名前をお呼びいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、畠農林水産部長でございます。

続きまして、大谷農林水産部技監でございます。

古市農林水産部政策監でございます。

安海食産業振興監でございます。

菅野農業支援担当次長でございます。

谷井生産流通担当次長でございます。

後藤農村整備担当次長でございます。

水戸森林林業担当次長でございます。

小巻農業総合センター所長でございます。

それから、関係課長並びに各農林事務所長につきましても出席しておりますが、配付しております出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしております資料でございますが、まずは次第がございます。その次に配付資料一覧がございます。それから、出席者名簿、続いて席次表でございます。その後資料ナンバーを振ってございまして、資料1名簿ですね、それから資料2の審議会の規則でございます。それから資料3といたしまして年次報告の冊子をお配りいたしております。それから、資料4-1といたしまして進行管理について、それから4-2としましてA4横版の白黒の資料、最後に参考資料として「ふくしま復興のあゆみ第9版」こちらをお配りしております。

不足等がございましたら、事務局まで御連絡をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきますが、進行につきましては、福島県農業振興審議会規則に基づき、千葉会長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長  
(千葉会長)

それでは、規則に基づき議長を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

議事に入る前に本日の委員の出席状況について御報告申し上げたいと思っております。委員18名のうち、代理出席を含めて過半数を越える11名の委員の御出席をいただいておりますので、本日の審議会は有効に成立しております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。私から御指名してよろしいでしょうか。

委員

意義なし。

議長  
(千葉会長)

それでは、櫻田浩二委員それから横田純子委員にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いたします。

では、議事に入りたいと思っております。

まず、「農業・農村の動向等に関する年次報告について」ですね、事務局より説明をお願いいたします。

農林企画課長

事務局を担当しております。農林企画課長の佐藤と申します。それでは資料3に基づきまして、御説明をさせていただきます。

年次報告につきましては、福島県農業・農村振興条例の第20条に基づき、平成25年度におけます「農業及び農村の動向」及び「農業及び農村の振興に関して講じた施策」を取りまとめたものでございまして、9月の定例県議会にお手元の内容で提出いたしております。

それでは目次を御覧ください。三部構成で整理をいたしました。「Ⅰ平成25年度の施策の推進」、「Ⅱ農業及び農村の動向」、「Ⅲ農業及び農

村の振興に関して講じた施策」でございます。

それではⅠの平成25年度の施策の推進につきまして、御説明をさせていただきます。1ページをお開きください。ここは平成25年度の施策の概要についてコンパクトにまとめた部分でございます。

東日本大震災及び原子力災害によりまして甚大な被害を受けました、本県農業・農村の振興に向けまして、平成25年3月に策定していただきました「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる重点戦略を最優先に据えまして施策を展開してきたことを概括的に記述をさせていただいております。

2ページをお開きください。2番「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」の取組でございます。ふくしま農林水産業新生プランが目指す目標実現に向けまして、生産から流通・消費に至ります様々な立場の人々が一体となり、その思いと力を一つにして取り組む「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動推進本部」を設立し運動を展開したことを記述をしてございます。

次に二つ目の柱でございます「農業及び農村の動向」について説明を申し上げます。

3ページをお開きください。平成25年度の農業及び農村の動向につきましては、3ページ以降33ページまで整理いたしておりますが、本県の概要から、県全体の動向、地方の動向及び農作物等の気象災害に整理をいたしまして、記述をいたしました。その際、平成25年度の業務実績や最新の農林統計を表で整理したり、活動状況の写真を添えるなどをして分かりやすい記述に心がけております。

それでは3ページ、(1)本県の概要について説明をさせていただきます。まず農家の構造でございますが、平成25年度の農家数は5万8,400戸、主業、準主業及び副業的農家の割合につきましては、それぞれ17%、34%、48%となっております。また、認定農業者につきましては、平成26年3月末現在で6,392経営体でございます。

一方、農業の生産状況でございますが、昨年に引き続きまして震災と原子力災害の影響を大きく受けた結果となっております。水稻につきましては作付面積が6万8,200ha、収穫量が38万2,600t、作柄は作況指数104でございました。野菜と果実につきましては、多くの品目の作付面積や栽培面積が前年を下回っております。ただ、ももや日本なしにつきましては、収穫量は昨年より増加した結果となっております。花きでございますが、トルコギキョウについては減少したものの、菊、鉢物類につきましては前年と比べやや増加するなど品目によって動きが異なっております。畜産では、肉用牛、乳用牛、豚の飼養頭数は減少しておりますが、採卵鶏の使用羽数は増加をしております。

次にトピックということで主な取組や出来事を整理してございますので、そちらを御説明します。30ページをお開きください。平成25年

度の取組の特徴的なものについて6つの事例の紹介をさせていただいております。一つ目は特産品である「あんぼ柿」の産地再生ということで、平成25年度に3年ぶりに生産出荷を再開したことを御紹介させていただいております。出荷再開に当たりましては加工再開モデル地区を設定し、GAPの農業生産工程管理に基づく取組を行うことで、さらには非破壊式の放射性物質検査機12台を導入して安全性を確認することによって実現したものでございます。580戸の皆様が出荷をいたしまして、約200tを出荷できたところでございます。

二つ目の丸、輸出再開と拡大に向けたPR活動でございます。残念ながら、本県産農産物に対してはまだ多くの国や地域が、輸入停止やロット検査等の輸入規制の措置を取っております。輸出を再開しましたタイ王国、新たに規制が解除されたマレーシア、これらのバイヤーを招きまして、県の実態や取組状況について御理解を深めていただく取組を行いました。参加した各バイヤーからは、販売に自信を持たせたとの声を寄せていただきました。

31ページをお開きください。田村市都路地区、広野町、川内村における米の作付再開を御紹介しております。緊急時避難準備区域でありました広野町と田村市、川内村の一部、警戒区域にありました田村市都路地区につきましては市町村による水田一筆単位での生産管理、全量生産出荷管理と申しておりますが、これを条件として作付が再開されました。平成25年度に再開されました面積につきましては表のとおりで、約400haでございます。再開に当たりましては、吸収抑制対策や全量全袋検査等を実施することで、安全な米の生産が可能となり、またその確認をしたところでございます。

32ページをお開きください。双葉農業普及所の双葉町への庁舎移転でございます。震災後、富岡町からいわき市に移転いたしました相双農林事務所双葉農業普及所でございますが、平成26年3月に広野町へ移転いたしました。また、川内村に駐在員を置きまして、農業者からの技術面や経営面での相談や指導、支援に当たっているところでございます。

農業再生に向けた実証研究の開始といたしましては、浜通り及び県北地方を中心に、花き、野菜、果樹、畜産、再生エネルギーの各分野で合計14箇所、産学官が有する先端技術を取り入れた大規模な実証研究に平成25年秋から取り組んでおります。また、平成26年3月には農業総合センター内にオープンラボを設置いたしまして、得られた研究成果等の情報発信等を行っております。

33ページにお移りください。全国農業コンクールを紹介しております。平成25年7月18日に毎日新聞社と福島県の主催で第62回全国農業コンクール全国大会が郡山市で開催されました。全国から20代表の発表がありまして、本県からは4代表が出場いたしました。その結果、有限会社稲田アグリサービスと有限会社とまとランドいわきが名誉賞を、



有限会社降矢農園と有限会社グリーンファームが優秀賞を受賞いたしました。なお、有限会社とまとランドいわきにつきましては、全国的な行事であります農林水産祭に出品され、園芸部門では県内初となる天皇杯を受賞いたしました。

35ページをお開きください。農業及び農村の振興に関して講じた施策関係でございます。35ページから55ページまでいくつかの項目で整理をしております。(1)農産物等の安全・安心を確保する取組から、(2)被災農地・農業用施設等の災害復旧、(3)除染の推進、(4)農業者に対する支援、(5)風評の払拭に向けた取組、以下、避難地域等の営農再開に向けた取組、東日本大震災復興特別区域法に基づく取組に整理をして記載しております。時間の関係もございしますが、簡単に説明をさせていただきます。

35ページの(1)農産物等の安全・安心を確保する取組でございますが、緊急時環境放射線モニタリングを実施し、基準値を超過した農産物が流通しないよう出荷制限等の措置を講じるとともに、分析結果の周知を図りました。また、農業系汚染廃棄物の一時保管等に関する経費助成等を行っております。

次に41ページをお開きください。(2)被災農地・農業用施設等の災害復旧でございます。被害の早期復旧に向けて災害復旧事業に取り組んだところでございます。42ページ(イ)と(エ)をお開きいただきたいと思いますが、平成25年度にありましては災害査定2,230箇所のうち、1,449箇所ですべて復旧工事を完了いたしました。また、避難指示解除準備区域及び居住制限区域にありましても、復旧工事に着手をいたしました。

43ページをお開きください。(3)除染の推進でございます。農用地の汚染状況を調査し、放射性物質濃度分布図の更新をいたしました。また、放射性物質の除去・低減技術や吸収抑制技術の開発・実証試験に取り組む、効果が認められた技術につきましては迅速な普及を図ってきたところでございます。

46ページをお開きください。(4)農業者に対する支援でございます。部内に相談窓口を設置しまして農業者からの相談対応のほか、被災農業者の営農再開、生活支援のため経営再開支援資金の交付や避難先での一時就農に必要な経費の助成、無利子資金の融通などに取り組んでまいりました。

48ページをお開きください。(5)風評の払拭に向けた取組でございます。風評払拭を図るため、消費者や流通関係者等の信頼回復に向けた、効果的・戦略的なプロモーション及びリスクコミュニケーション、マスメディアを活用したPR等を積極的に展開してまいりました。

52ページをお開きください。(6)避難地域等の営農再開に向けた取組でございます。福島県営農再開支援事業によりまして、放射性物質

の吸収抑制対策や除染後農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、営農再開に向けた作付実証・実証研究など、営農再開を目的とする一連の取組について支援をいたしました。また、営農再開、農業再生に向けた研究拠点の整備に向けた基本計画を策定いたしました。

54ページをお開きください。(7)東日本大震災復興特別区域法に基づく取組でございます。東日本大震災からの復興に向けまして復興推進計画を市町村と共同で作成し、53市町村でふくしま産業復興投資促進特区、農林水産業特区と申しておりますが、につきまして国の認定を受けたところでございます。

56ページ以降でございますが、こちらは「ふくしま農林水産業新生プラン」に基づく取組ということで、重点プロジェクトごとにその内容を整理してございますが、議題の次でございます進行管理と重なる部分が多いところでございますので、説明は省略をさせていただきます。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

議長

はい。どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明について、皆様からですね、御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

はい、では櫻田委員お願いします。

櫻田委員

今年になってから、広野町や喜多方市でイノシシの被害が多いという話を聞いています。広野町では折木という山のほうなんですけど、イノシシ対策として田んぼの周りを電柵で囲っているところが結構ありますが、最近のイノシシはそれを突破して、中に入って行くということです。

喜多方市の土地改良区の理事長から、こちらまでイノシシが入ってきているという話がありますし、福島市の湯野地区では、果樹畑がイノシシに掘り起こされて機械で走行するのが大変だという話があります。

このようなイノシシ被害をどの程度捉えているのかをお聞きしたい。というのは、震災以降、山の手入れがされなくなったこともあって、イノシシの数が相当数増えてると思うんですね、昔は話を聞かなかったところで、イノシシが出てきているということなので、イノシシに関する被害がどのくらい増えているのかということをお聞きしたい。

環境保全  
農業課長

環境保全農業課でございます。鳥獣被害についてでございますが、平成25年度の取りまとめ結果、暫定値でございますが、鳥獣被害全体で1億5千万円ほどの被害になっております。そのうち約半分がイノシシによる被害でございます。イノシシによる被害につきましては年次変動はございますが、だんだん増えております。原発の事故で避難を指示された地域については、皆さん避難しているということもございまして、

そこでの生息数の増加が非常に懸念されているところです。それから会津地方におきましては、これまでイノシシの被害はあまりなく経過してきましたが、ここ数年、イノシシの生息数なり被害が増えてきたという報告がございまして、県といたしましても大変憂慮しているところでございます。

現在、県では、主に3つの対策が重要であると考えております。一つはイノシシが農地に入らないようにする、いわゆる電気柵のようなものを農地に回して対策を取る方法が一つ。もう一つは捕殺という、捕まえて殺すということで、数を減らす対策、これが二つ目でございます。3つ目は、エサになるような農産物の残渣を放置しないとか、イノシシはもともと臆病な動物なので藪の刈り払いを行い、こういった野生動物が人間が生活しているところに入らないようにする等、環境整備をするという、この3つが重要であると考えております。

議長 それでは、櫻田委員よろしいですか。

櫻田委員 今、3つの対策とありましたが、先程申しましたとおり、電気柵を張っても、最近のイノシシは突っ込んでくるんですね、1頭がそれをやり始めると、それが伝搬して広野ではそれが効かなくなっているということでもあります。

それと、サル対策のときですが、わなを仕掛ける農家の方に免許を取っていただいて、だいぶ捕ったということで、湯野のサルの被害はずいぶん落ちてきているということですので、農林水産部としては農家の方々に対して、そういう指導なり、自分たちで守るという意識を持ってやっていただかないと、たぶんイノシシ被害は止まらないと思います。その辺を農林水産部の皆様をお願いしたいと思います。

議長 それでは、引き続き環境保全農業課長、お願いします。

環境保全農業課長 イノシシが農地に入られないようする対策については、今のところ電気柵が効果的であると考えておりますが、この電気柵を突破して入るといってお話があるというのは、私も初めて伺いましたので、現地の状況をよく確認したいと思います。

しかし、今のところ電気柵を設置すれば、そのほ場は被害を免れるということで認識しておりました。逆に付近で電気柵を回さないところに被害が集中してしまうという弊害があるということでは、対策の取り方を考えていく必要があるだろうと考えてございます。

それから、農家の方々が実際に捕獲対策に取り組むということでございます。御承知のように野生鳥獣を捕まえるためには、狩猟免許が必要

でございますが、法律・特別措置法に基づきまして実際に免許を持っている方、プラス農業者などの免許のない方も、協力するような形で実施隊というものを市町村ごとに作って、それで被害を受けたところでは、そういった駆除対策までやれるような対策を取っておりますので、こういったことを含めて地域ぐるみでの被害対策を進めてまいりたいと思います。

議

長

はい、ほかにありましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。

それでは、またこの後も時間を取っていただくようになっておりますので、ある方はそこでお願いしたいと思います。

これで年次報告については終了したいと思います。

次の議事に移りたいと思います。福島県農林水産業振興計画の進行管理についてです。まず、事務局より説明をお願いしたいと思います。

農林企画課長

それでは資料4-1、資料4-2を使いまして、御説明をさせていただきます。まず、新生プランに掲げる項目のうち、第5章と第7章こちらにつきましては資料4-1で、そして残りの第4章と第6章につきましては資料4-2でそれぞれ整理をしてお示しをしております。

資料4-1をお開きください。資料4-1は、第5章重点戦略及び第7章「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」の部分を整理したものでございます。1ページでございます。まず、資料の作りを御説明いたします。各プロジェクトごとに、目的、平成26年度の主な取組、関連指標の進捗状況、取組の具体例、そして3ページに移りますが、今後の取組についてということで、黄色で背景色を付している5項目にそれぞれ整理をさせていただきます。全てのプロジェクトにおいて同様でございます。また、平成26年度の主な取組の記載に当たりましては、括弧を付してございまして、様々な数値を付記してございます。これは平成26年度の計画でありましたり、あるいは直近現在におきます取組の実績についてそれぞれ記載をさせていただきます。したがって、途中経過のものもございしますが、御容赦をいただきたいと思います。それでは各プロジェクトごとに御説明をいたします。

重点戦略1「避難地域における農林水産業再生プロジェクト」でございます。このプロジェクトは警戒区域等の見直しに応じて、農林水産業者の経営再開に向けた総合的な支援を行うことにより農林水産業の再生を図ることがその目的でございます。平成26年度の主な取組につきましては御覧いただきたいと思っております。

2ページに移っていただきまして、関連指標でございます。主なものを御説明させていただきます、一番上「農地の復旧率」でございますが、直近値平成25年度では23.5%ということで、推進が図られております。「避難地域において農業を再開した認定農業者数」は146経営

体を数えてございます。ただ、目標値からいたしますと2割にもまだ至っていない状況でございます。

平成26年度の主な取組の具体例を御紹介させていただきます。具体例1です。こちらは「ため池底質の放射性物質除去技術の実証」ということで、飯舘村の水境ため池等において、ため池の水面に台船を浮かべ、そこから汚染底質を吸引し、その後汚染濃度の高い細粒分のみを分離して取り出すという実証を今進めております。

次に3ページをお開きください。先程も櫻田委員からお話がありました。営農再開支援事業でのイノシシ対策の取組を紹介しておりますが、田村市都路地区にありましては、被災後増加したイノシシの被害対策として福島県営農再開支援事業の活用により電気柵による侵入防止柵の整備を進めております。100kmの設置を計画して現在取り組んでおります。

今後の取組でございますが、主なものを記載をさせていただきました。「農用地、森林等の除染と生産基盤の復旧」では、国が行います特別除染区域の除染が促進するよう国に働き掛けるとともに、市町村が実施する除染については新たな除染手法を取り入れながら支援してまいりたいと考えております。また、1つ飛んでいただきまして、被災した農地や農業用施設等の復旧を計画的に進めてまいりたいと考えております。ため池等農業水利施設の放射性物質対策につきましては、円滑に進むよう地域の実情に応じた対策、支援を行ってまいりたいと考えております。

2番目の「経営再開への支援」でございますが、浜地域農業再生研究センターの早期開所を目指して取組を進めてまいります。避難地域における営農再開が円滑に進むよう、きめ細かな対策、支援をしてまいります。

「新たな経営・生産方式の導入」では、「人・農地プラン」の作成を積極的に誘導してまいります。また、大規模園芸施設や花き・種苗等の導入を推進してまいります。以上が重点戦略1の整理でございます。

4ページをお開きください。重点戦略2「安全・安心な農林水産物供給プロジェクト」でございます。このプロジェクトは農用地等の除染、放射性物質吸収抑制対策、きめ細かな検査、そしてその結果の正確な情報発信、環境と共生する農業等の取組を行うことにより、安全・安心な農林水産物を消費者へ提供することがその目的であります。平成26年度の主な取組につきましては記載のとおりです。

5ページをお開きください。関連指標の進捗状況でございます。主なものを申し上げます。一番上「緊急時モニタリングにおいて放射性物質の基準値を超過した農林水産物の品目数」でございますが、直近値平成25年度でまだ44品目ほどございます。GAPに取り組む産地数につきましては、156産地ということで、震災前の産地数を上回る数字になっておりますが、まだ目標値にはおよばない状況です。「学校給食にお

いて県産米を利用している市町村の割合」でございしますが、91.4%ということでございます。

取組の具体例でございますが、その1といたしまして、米の全量全袋検査を初めとする放射性物質の検査結果についてインターネット等を活用するなど、分かりやすい情報提供を行っているところでございます。なお、米の全量全袋検査は11月20日現在、960万を超える点数について検査をし、基準値越えはございません。

具体例の2でございますが、首都圏の消費者等を対象に「ふくしまの有機交流バスツアー」を開催してございます。震災によりまして中々販売が苦勞しております有機農業等に対する理解をいただくため催したもので、枝豆等の収穫作業体験、交流会、こうしたことを通じまして、「環境と共生する農業」の取組、有機農業の取組について理解を深めていただきました。

具体例3でございます。様々な場所でキャンペーンを展開しております。これは相馬市で実施をしたキャンペーンを御紹介しておりますが、量販店にありまして「天のつぶ」を用いた調理実演や安全・安心クイズ等を行うことにより、消費者の視覚・聴覚・味覚に訴えながら、県産食材の魅力や安全性をPRし理解を求めた取組でございます。

6ページでございますが、今後の取組につきましては、主なものを記載しております。「放射性物質検査の強化と検査結果の見える化」では、引き続き検査結果を公表するとともに、国と連携しながら県外の消費者に対する県産農林水産物の安全性の認知度向上、これを図ってまいりたいと考えております。

「安全性を高める取組の推進」では、GAPの実施産地数及び実施者数の拡大を進めてまいりたいと考えております。

「環境と共生する農業の推進」では、耕種農家と畜産農家の連携に努めまして、有機資源循環システムの構築を推進してまいりたいと考えております。

「安全性のPR・消費者からの信頼確保」では、各種イベント、様々な媒体等の活用によりまして、県産農林水産物の安全性、おいしさ、生産者の取組などこういったものに関する情報発信、PRに努めてまいりたいと考えております。

「地産地消の推進」では、観光部局との連携を図りながら県産農林水産物の利用推進、学校給食や社員食堂等における地産地消を推進してまいりたいと考えております。

7ページをお開きください。重点戦略3「ふくしま"人・農地"新生プロジェクト」でございます。このプロジェクトは地域をリードする経営体の規模拡大の促進、新規就農者の農業法人への就農促進、女性農業者の経営参画の促進などによりまして、地域農業の多様な担い手の育成、担い手への農地集積を加速化し、力強い農業構造の実現を図ることがそ

の目的でございます。26年度の主な取組につきましては記載のとおりです。

8ページに移っていただきまして、関連指標の進捗状況でございますが、認定農業者数は、直近値25年度で6,392経営体でございます。減少傾向が続いております。新規就農者数は直近値166名でございます。前年より増加はしておりますが、まだ、目標値に比べるとまだ3/4程度にとどまっております。

取組の具体例でございますが、一つといたしまして「プロフェッショナル経営体の育成を目指した農業者支援」を上げております。県では、個人経営で1,000万円の所得、法人経営では売上1億というのを一つの基準にして、これらプロフェッショナル経営体の育成のため、専門家による安定的なフォローアップ活動を実施しております。具体的には経営内容や課題等を聞き取りいたしまして、それに基づき設定される提案内容・スケジュールに沿って継続的に支援をしているところでございます。

「先端技術を経営レベルで実証」という紹介をしております。ICT技術を活用いたしまして、地温、土壌中の肥料分、日射等の観測装置をモデル的に設置をいたしております。これら観測装置から得られるデータはタブレット端末から把握することができ、経営の省力化やデータ蓄積による栽培技術の向上が期待できるものでございます。7月には現地検討会を開催いたしまして、水平展開を図るべく、生産者の皆さんと意見交換会を行いました。

「農業高校生への就農誘導」の取組といたしましては、農業高校生が青年農業者と就農に向けた意見交換を行う機会を設けております。また、会津農林高校では、写真に記載のあります小菊カボチャのような会津伝統野菜の栽培管理作業に従事をいただくことで、農業への理解促進と就農意欲の醸成を図っているところでございます。

9ページをお開きください。女性農業者に対する取組でございます。女性農業経営者を対象とした研修会を農業短期大学校で実施をしております。具体的には農業機械の基礎知識や農作業安全管理、直売所の運営、マーケティング研修などをカリキュラムとしておりまして、女性農業者との意見交換等も行っております。これらにより、知識や技術の習得に取り組んでいるところでございます。

今後の取組につきましては、主なものを上げておりますが、「地域をリードする経営体の育成」では、農地中間管理機構の機能の活用などによりまして、経営体の規模拡大や新たな生産方式の導入等を進めてまいりたいと考えております。また、地域と調和した企業の農業参入や農業法人、経営の合理化などの取組にも支援してまいりたいと考えております。

「新規就農者の育成・確保」では、多様な新規就農者が円滑に就農で

きる体系的な支援を進めてまいりたいと考えております。また、青年農業者等を安定的に育成確保するため、研修制度・内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

「女性農業者の育成」では、家族経営協定の締結を推進するとともに、認定農業者への誘導を行いたいと思います。また、女性組織の活性化のための支援を進めてまいりたいと考えております。

「農用地利用集積の推進」では、農地中間管理事業によりまして農用地の利用集積を進めます。また、人・農地プランの作成を推進してまいります。

10ページをお開きください。重点戦略4「ふくしま恵みイレブン」強化プロジェクトでございます。このプロジェクトは本県の農林水産物を代表いたします「米、きゅうり、トマト、アスパラガス、もも、日本なし、りんどう、福島牛、地鶏、なめこ、ヒラメ」これら11品目を「ふくしま恵みイレブン」と位置付け、一層の生産拡大による収益性の高い産地づくり、プロモーション活動の強化などによって、福島ブランドの回復・強化を図ることが目的でございます。平成26年度の主な取組につきましては記載のとおりです。

11ページをお開きください。関連指標の主なものを御説明いたします。一番上「県オリジナル品種『天のつぶ』の作付面積」でございますが、直近値平成26年産米は3,500haに拡大をいたしております。また、下から二つ目「福島県産農産物の海外輸出量」でございますが、平成25年度5.1tということでございます。まだまだ目標数にはおよびませんが、回復してきているところであります。

事例については5点お示しをしております。一つは26年度の新嘗祭に米の県オリジナル品種であります「天のつぶ」が献納されたこと、具体例2では、各品目ごとに現地事例調査など行う研修会を開催していることを紹介してございます。こちらではトマトを紹介しておりますが、高温対策や省力化技術をテーマに現地検討会を実施したところでございます。

事例3では福島牛について御紹介をしております。産地懇談会を県内及び東京都において実施をしております。その際はトップセールスということで流通業者等にアピールをしてございます。

12ページをお開きください。事例4ということでTOKIOを起用した農林水産物のPRを紹介してございます。本県にゆかりがあり、また広い世代から好感度が高いグループでございますTOKIOを本県農林水産物のPRタレントとして今年も継続して取り組んでおります。こういったこと等によりまして、農林水産物のPRのあらゆる場面で多面的に活用しているところでございます。

また、取組事例の5でございますが平成24年度に震災後初の輸出先となったタイ、平成25年度に規制解除となったマレーシアに続きまし



て、今年の8月にはインドネシアへの輸出再開、そしてシンガポールで開催された Oishii JAPAN への出展、こういった取組を進めているところでございます。

今後の取組について主なものでございますが、「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的な生産拡大ということで、米では「天のつぶ」の生産増加、需要の開拓の強化といったものに取り組んでまいりたいと思います。園芸品目にありましては団地化、再生可能エネルギーの活用、作付面積の拡大、県オリジナル品種等の導入などを引き続き推進してまいりたいと思います。

『『ふくしまの恵みイレブン』の重点的なプロモーション活動の展開』では、食・農・観が一体となったオール福島の魅力を発信していくこと。リスクコミュニケーションとブランディングを両軸とした展開を図っていくことを進めてまいりたいと思います。

『『ふくしまの恵みイレブン』の輸出再開・拡大』にありましては、輸入規制解除に向けた積極的な働きかけを国に求めてまいりたいと思います。そして輸入規制が撤廃・緩和された国から積極的な輸出拡大を図ってまいりたいと思います。

13ページをお開きください。重点戦略5、「地域産業6次化の推進プロジェクト」でございます。このプロジェクトは農林漁業者等と異業種、第2次産業、3次産業との相互参入、県産農林水産資源を活用した新商品や新サービスの開発などによりまして、所得の向上と雇用の確保による地域の活性化を図ることが目的でございます。平成26年度の主な取組は記載のとおりです。

関連資料の進捗状況でございますが、一番下を御覧いただきたいと思いますが、「6次化商品数」は直近値で402商品を数えるまでになっております。

14ページ、取組の具体例でございますが「6次化事業体サポート事業」でございますが、これによりまして記載のような5つの商品が開発されました。具体例2でございますが6次化を担う人材を育成するために「ふくしま6次化創業塾」を開校しております。3つのコースを設けておりまして3コース65名が聴講されております。

具体例3では「食の商談会」を取り上げてございます。これまで各関係団体が独自にそれぞれ行ってきたところでございますが、本年度9月18日にはオール福島といたしましてフードフェア2014を開催いたしました。170事業者に出展をいただき、バイヤー1000名がいらっしゃいました。

今後の取組でございますが、主なものでございます。「しごとづくり」にありましては、売れる6次化商品の開発や新商品の知名度向上、販売促進等に関する支援を行ってまいりたいと思います。

「ひとつづくり」にありましては、地方ネットワーク会員の拡大に努め、

積極的に地域産業6次化に取り組む農林漁業者や商工業者等の発掘・育成を進めてまいりたいと思います。

「きづなづくり」につきましては、ネットワーク活動の強化等を図ってまいりたいと考えております。なお、※印を付してございますが、平成26年度は「ふくしま地域産業6次化戦略」の終期となりますことから内容の見直しを行ってまいりたいと考えております。

15ページをお開きください。重点戦略6「みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト」でございます。これは農業用ダム・ため池等の耐震性の検証・確保、農業水利施設等におけるストックマネジメントの推進などによりまして安全・安心な農山漁村づくりを進めることがその目的でございます。

平成26年度の主な取組は記載のとおりでございます。関連指標の進捗状況でございますが、枠の一番下を御覧いただきたいと思います。浸水想定区域図が策定された農業用ダム・ため池の割合でございますが平成25年度にありまして16.9%の進捗となっております。

取組の具体例でございます。具体例1を御覧いただきたいと思います。会津宮川土地改良区ではその重要性について理解を深めるために美里町立本郷小学校の5年生に向けた施設研修会の開催や一般団体の現地施設の受け入れ等を行っております。

具体例2でございますが、農道を構成している橋、トンネルなどの構造物につきまして耐震性点検を行っております。橋梁61橋及びトンネル1本について点検を行った結果、緊急的に措置が必要とされた橋梁が2橋確認されたところでございます。記載のような形で対応を進めております。

今後の取組でございますが、「農業用ダム・ため池等の耐震性の検証・確保」にありましては、平成27年度までを集中期間として耐震性検証を推進したいと思います。「農業水利施設、農林道等におけるストックマネジメントの推進」にありましては、農業水利施設等のマネジメントを計画的に推進したいと思います。「防災・減災体制の強化」にありましては、ため池等の浸水想定区域図作成が計画的に取り組まれるよう支援してまいりたいと思います。

次に17ページでございますが、森林林業関係のプロジェクトでございますが、割愛をさせていただきます。19ページでございますが、水産業関係の活性化プロジェクトでございますが、割愛をさせていただきます。

次に、重点戦略9「地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト」でございますが、こちらは農山漁村に豊富に存在する地域資源である土地・水・バイオマスを活用した再生可能エネルギーの生産を推進することにより、農林水産業・農山漁村の活性化を図ることがその目的でございます。

22ページでございますが、具体例といたしまして南相馬市小高区に設置されておりますソーラーシェアリング型の太陽光発電所でございますが、こちらの現地調査、意見交換会を実施したことを紹介しております。また、取組事例3でございますが、園芸施設における太陽光発電の導入ということで、喜多方市においてヒートポンプ式暖房機の導入と太陽光発電システムを一体的に整備することにより、燃料費の削減による効果的な生産システムについて現在、実施をしているところでございます。

今後の取組につきましては、「農山漁村における再生可能エネルギー生産の推進」といたしまして、農業水利施設を利用した小水力発電の導入を推進したいと考えております。また、バイオエネルギー原料としての資源作物の栽培を希望する市町村に対し、現地実証の結果を踏まえた作物選定等の支援を行ってまいりたいと思っております。また、「農林水産業の農山漁村における再生可能エネルギーの活用の推進」では、セミナーなどを開催するなどによりまして再生可能エネルギーの生産拡大に向けた意識づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上が、重点戦略に掲げた各プロジェクトについて整理したものの内容の説明となります。続きまして、第7章「ふくしまからはじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」について、内容を御説明申し上げます。次のページをお開きください。23ページでございます。この運動は、震災からの復興・再生を成し遂げるためには、消費者等からの幅広い理解と支えが不可欠でございますことから、生産から流通・消費に至る様々な立場の人々が一体となりまして、その思いと力を一つにして運動を展開することがその目的でございます。

取組事例の具体的なものを24ページに記載をしております。県内在住の小学生を持つ親子を対象に県産農林水産物の安全・安心実感ツアーを開催しております。県中地方にありましては、特産の梨農家におきまして収穫を体験、JA郡山市における放射性物質検査の様子を視察し、見て・聞いて・体験し安全性や魅力を実感していただきました。

取組の具体例2でございますが、力強い農林水産業を再生していくため再生セミナーを開催してございます。取組の具体例3でございますが、避難者向け広報誌「HOT ☆ NEWS」を発行ということで御紹介をしております。避難なさっている農林漁業者が不安なく帰還をいたしまして営農を再開していただけるよう、支援制度やがんばる農林漁業者等の情報発信を行っております。5万部を作成いたしまして、県外へもほかの印刷物と一緒にお届けをしてございます。

今後の取組でございますが、推進大会を開催いたしまして新生運動の深化を図ってまいりたいと考えております。また、県ホームページにつきましては多言語化を図ってまいりたいと思っております。さらに、構成団体との連携を一層密にいたしまして、新生運動に対する県民理解を拡

大しながら運動内容を充実させていただきたいと考えております。

以上でございますが、一部不十分な説明になった部分がございます。8ページでございますが、新規就農者数でございますが、こちらは平成26年度166名となっておりますが、平成25年度には224名ということでございまして、一度増加したものが減少しているというような中での数字でございます。なお、いずれにいたしましても、平成24年度142人の新規就農数でございましたが、平成25年度には224名、平成26年度は若干減りましたが166名ということでございます。そうした流れの中での直近値ということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。それでは、時間が押しておりますが簡単に資料4-2にふれたいと思っております。こちらは第4章と第6章を整理してございます。表形式で整理をいたしまして現況値、目標値はプランの数値を示してございます。そして一番右の欄には、黒丸白丸で現状及び今後の取組について記載をしてございます。

1ページ、7番「生産農業所得」でございますが、平成25年の農業産出額関係につきましては、12月に数字が出ますので数字が入ってございませぬ。御了承いただきたいと思っております。今後といたしましては風評対策や規模拡大、新たな生産方式の導入等を推進してまいりたいと考えております。

2ページをお開きください。第2節「安全・安心な農林水産物の提供」関係でございます。20番「JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率」でございます。直近値98%ということでございます。大規模店ではほとんど適正に表示されておりますが、一部の小規模店舗においてはまだ適正表示を行っていない部分もございまして、適正表示を推進してまいりたいと考えております。

次に3ページ、第3節「農業の振興」関係でございます。27番「農業生産法人数」でございますが、平成25年度で438法人と増えてございます。法人化を志向する経営体が着実に増えてございまして、法人化への支援策の拡充を図ってまいりたいと考えております。また32番「経営安定に資する対策への加入率」ということで60.8%でございます。経営所得安定対策の加入メリットの周知に努めまして加入率の向上を図ってまいりたいと思っております。

林業・水産業を飛ばして9ページでございます。90番「グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数」でございます。平成25年度には204,031名ということで、回復しつつございます。ただ、教育旅行等についてはまだまだというところもございまして、一体となって誘致を図り、風評払拭活動、インストラクターの育成等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に11ページをお開きください。第7節「自然・環境との共生」で

ございます。106番、認証を受けた特別栽培農産物の作付面積でございます。直近値が2,902 ha ということでございます。浜通りでの取組が減少しているような状況でございます。エコファーマーからのステップアップ等の取組を進めてまいりたいと考えております。

第4章「政策の展開方向」については以上でございます。なお、12ページ以降につきましては地方の振興方向について各農林事務所ごとに同様の形式で整理をしておりますが、お時間の関係で説明は省略させていただきたいと思っております。時間が長くなって御無礼いたしました。よろしく願いいたします。

議長

はい、丁寧な御説明、ありがとうございました。

それでは、ここから委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。御質問、御意見がございましたら、どこからでも結構ですので、よろしく願います。

はい、小森委員ですね。願います。

小森委員

認定農業者会の小森です。重点戦略3の今後の取組において、「地域をリードする経営体の育成」に「農地中間管理機構の機能の活用などにより、経営体の規模拡大や新たな生産方式の導入等を支援します。」とありますが、平成26年度米の値段が1万円を切るということで、実際に規模拡大志向の農業経営体が窮地に追い込まれているという状況でございます。そんな中で農地中間管理機構の集まりがあったのですが、実際に、規模拡大を志向していても、これから同じ状況で続くのかどうか心配されます。

また、これに伴い単に規模拡大をするだけが経営向上につながるという考え方は、ちょっとおかしいのではないかと。当然、経営体のスキルアップも行っていないと、規模拡大をしたのはいいけど倒産の憂き目に遭うというような状況が危惧される所でございます。その辺を、もう少し知恵を出していただきたいと思っております。

あとですね、重点戦略4に関して、本県の畜産業はかなり疲弊している部分が見えております。会津ですと、畜産業がだんだん減少している。これにはやっぱり原因があるのではないかと。それに関わらず会津地鶏は伸びているんですね。私も一緒に関わっているのですが、いかに商品化するかが大事であって、牛肉ならば単に枝肉で提供するだけでは経営向上には繋がらないのではないかと。この経営体の人材育成というか、商品化をどうやって伸ばしていくかということが今後につながるのではないかと。その辺も併せてお考えいただきたいと思っております。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

関連して、もし、ほかの方でもございましたら、お願いします。  
はい、お願いします。

農業担い手課長

農業担い手課の大竹でございます。まず初めに、今、米価下落ということもあって、確かに生産者の中には、今後に向けてかなり不安に感じている方もいるようですが、現在、ある程度の規模をこなしている方々は、中長期的視点に立った施設の整備とか機械の更新を行わなければならないということで、そういったことに支援をしていきたいと考えております。

次に、農地中間管理事業に関しては、単に農地を借りて貸すことだけではなく、大規模農家の方にできるだけ農地を集約していくことが必要であり、中にはほ場の移動にかなり時間を要して、結果的に面積を拡大できない方もいらっしゃると思いますので、機構が間に入って、分散しているほ場をまとまった形で生産者に貸付をしていくことで、生産費の低減等を図っていく必要があると考えてございます。

また、スキルアップに関してですが、農業会議と連携をいたしまして、年間を通して体系的な研修を実施しておりまして、その中で、経営管理の考え方やマーケティングも含めて支援を行っているところでございます。法人設立を考えている生産者においては、法人設立に向けてのアドバイス、不安の多い設立初期におけるコンサルタント活動を実施しているところです。今後も、支援対策のレベルアップをしながら対応してまいりたいと考えております。

議 長

はい、続きまして、お願いします。

水田畑作課長

水田畑作課の天野と申します。米の価格関係でございます。小森委員のおっしゃるとおり概算金がかかなり下がったところでございます。今後、精算金なり、米の価格自体がどうなるかということで、国が対策を講じるということでございますので、その辺を注目しているところです。

また、規模拡大だけではないという御意見は、そのとおりでございますが、十分に規模拡大された方には御指摘のとおりスキルアップしていただく、どのような米や作物を、どう作って、どう販売していくかというところまでスキルアップしていただくことだと思っております。

ただ、本県の農業全体を見ますと経営規模は小さく、生産費調査から見ると全体で60kg当たり14,000円程の生産費ですが、これは5ヘクタール規模を超えた当たりから10,000円をちょっと超すくらい生産費にまで下がります。コスト低減は規模拡大だけではございませんが、コスト低減のひとつの手法としては重要な部分だと思っております。そのほかにも様々な技術の導入なり、先程御指摘がありましたスキルアップ等により農業経営の安定を図っていくということだと思っております。

もう一点、経営所得安定対策への加入ということを我々としては進めてまいりたいと思います。具体的に言いますと、ナラシ対策ということになります。米価が下落したときに下落幅の9割まで補填するという制度もございますので、来年度から認定農業者や集落営農組織等が加入できるということがございますので、加入要件を満たした方をこの経営所得安定対策への加入を推進してまいりたいと考えております。

議長 それでは引き続きお願いいたします。

畜産課長 畜産課でございます。委員から畜産業は疲弊しているというお話がありましたので若干説明をさせていただきます。お話がありました会津地鶏については生産量が伸びてきておりまして、震災前を超える水準に回復してきています。そこにはお話にありました商品化、加工品なども含めたPRなどを上手にやっている、知名度も上がっているという点であろうかと思っております。また、豚についてはエゴマ豚を塩川町で生産している等、鶏と豚については何とか経営を継続することができるような状況にあります。

一方牛肉は県全体として風評がおさまらない、全国と比較しても1割以上の価格の差があるということで、厳しい状況が続いております。こちらについては商品化というよりは風評対策が重要でありまして、会津地方については売り方という点で、例えば福島牛の中の会津牛といった形での販売も考えられるのではないかと、あるいは地元観光地との提携等が考えられるのではないかとということで、できることから初めていきたいと考えております。

議長 各課から御回答いただきました。  
そのほか何かあればお願いします。  
はいお願いいたします。

小森委員 先日、神戸の担い手サミットへ出席してまいりました。その途中、石川県で、昨年に農水大臣賞を貰った経営体「(株)六星」を視察させていただきました。

水稻作付が148haで石川県一という話でありました。そこはモチ生産が半分、コシヒカリが半分とのことでしたが、何故、経営が安定しているのかということについて、お話を聞いたところ、90%以上が直売であると。かつ、消費者の声を聞いて、生産に結びつけているという話を聞きまして、真に物づくりの原点はここではないかな、と感じてまいりました。やはり、今までの物づくりというと、「自分のものが一番良いのだから、買ってくれ」という部分で、自分の意向だけで物を生産している。物づくりの原点は、買ってくれる人、ターゲットを何処に置くか

ということ。これを反映させれば、当然、価格が形成できるんじゃないかと思うんですね。

また、県のオリジナル品種「天のつぶ」の作付け拡大も、資料に記載してあります。私は、認定農業者会で「コシヒカリ」と「天のつぶ」の食べ比べをしたことがあります。が、「天のつぶ」は、つぶ自体が多少硬めなんですよ。同じ消費角度で物事を見ていると、「天のつぶ」は業務用に仕向けた方がいいんじゃないかと、前に申し上げたことがあります。資料に「業務用の需要開拓を強化します」と記載してありますが、この部分を、どのようにして進めていくのか。北海道の「きらら397」はいち早く、業務用に仕向けて、作付け拡大にも繋がったという話を聞いております。やはり、ターゲットを何処にもって行くかということが、これから大事な部分でありますので、先程の肉牛に関しても、米の規模拡大にしても、全てのことに、それは結び付く部分だと思います。もう一度、県全体で「販路」「販売」というものを、どのようにしてもって行くかということの色々考えていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議

長

関連してでしょうか、はい関連してということで、平久井委員よろしくお願いたします。

平久井委員

消費者団体の平久井と申します。我が家でごはん茶碗が壊れたので福島市の老舗の瀬戸物屋さん「ごはん茶碗ありますか？」と聞きましたら、開口一番、「ごはん茶碗は今売れなくてね」ということなんです。私が言いたいのは「天のつぶ」についてで、初代農業総合センターのセンター長さんが苦労して「天のつぶ」を福島県のお米としたということ、倒れにくくて栽培しやすいと聞いております。私たち消費者は昭和の時代からずっと美味しいということで「コシヒカリ」や「ひとめぼれ」等を消費しております。今年、私たちの団体で環境共生課の依頼によりまして「復興福島エコ大作戦！みんなでエコチャレンジ家庭版」で節電挑戦に参加しました。去年と今年の我が家の消費電力を記入すればいいんですね。これに団体として59名が応募しました。そしたら最近になってスポンサーの方から「天のつぶ」が賞品として5kg送られてきたんです。それで当たった方が「新米の「天のつぶ」で美味しいから食べてみて！」ということで友達同士で配ったんです。食べたら「美味しいねえ〜」ということなんですよ。節電をしようとする意識調査と「天のつぶ」の賞品によって「おいしいね」というの消費者声に相乗効果があったのかなと思います。資料4-1の10ページにありましたように「天のつぶ」の消費拡大に関して、ちょっとしたところで消費者に届くような、そういうことはこれからのいいのかなと思いました。



議 長	はい、ありがとうございました。 はいどうぞ。
中 村 委 員	先程消費者の声を聴いて、生産するという事について、小森委員からお話がありました。こういうところは、取組の具体例に女性の農業経営者の育成ということが記載ありますが、女性の目線だと拡大していくと思います。この取組はいつ頃から始まったのか、そして今年受講生8名というのは、県としては多いと思っているのか、少ないと思っているのか、ということをお伺いしたいと思います。
議 長	それでは今の御質問にお答えいただける課がございましたらお願いしたいと思いますけど。
農業担い手課長	この研修につきましては昨年度から実施しております。これまでですと女性の研修というと加工研修だとか、直売関係の研修が多かったのですが、この研修ではそういったものだけではなく、女性の農業者が経営者として活躍できるように、例えば経営管理能力向上のための研修ですとか、農業機械なんかも操作していただく必要が出てくるので、安全に操作するための研修ですとか、かなり幅広く内容を盛り込んだ形で実施しているところです。8名というのは、我々からすればもっと御参加いただきたいのですが、体系的な研修になりますので年間通して参加いただくということもありまして現在の8名という形になっております。
中 村 委 員	ありがとうございました。是非継続してやっていただきたいと思いません。
議 長	ありがとうございました。 今まで主に消費につなげていくような、消費者のニーズ等を十分に把握しながらですね、販売につなげていくような様々な工夫をどんどんやっていただきたいという御意見が各委員から出されたかと思えます。
議 長	佐藤委員が手を上げておりますのでお願いしたいと思います。
佐 藤 委 員	いわきからまいりました佐藤と申します。普段は中小企業の支援をさせていただいております。経営コンサルタントでありまして、一般の企業のこういった計画づくりだとか、その計画の運用などの支援をさせていただいているそういう立場と、また、いわきで在来種の調査事業などを市から受託して、ここ5年くらい調査事業をやっております。たぶん、ここにいらっしゃる方々からすると少し異端児の人間じゃないかと思うのですが、いくつか気になった点があるので、御質問をさせていただき

ます。

まず、一つは、内容的に震災後の復旧復興にずいぶん偏った内容になっているなという感じがして、農業の本質的な問題の解決について本当はもっと深くメスを入れるべきじゃないかなという風に感じています。それだけ今福島の農業は大変な局面にいるということがこの内容を見てよく分かるのですが、目標値があって現状の数字を記入はしてあるんですけども、これが8年間の計画の中で、8年後の目標達成に向かってうまく機能しているのか、いないのかという判断がどうもうまくできていないような感じがします。それよりももっと先に、計画の内容としてこれが福島の農業のあるべき姿を描いたバイブルでこれを実行すればその理想の姿が実現できますよというバイブルなわけですよ。ここに書かれていることを全部実行すれば私たちのなりたい農業になれるということだと思のですが、はたしてここに書かれていることが全部実現できたら、本当になりたい自分になれるのかと、なりたい農業になれるのかと、ちょっと疑問に思うところがあります。例えば、いわきの農家さんをたくさん回らせていただいて、ものすごく高齢化が進んでいて、この資料を見ると平均年齢は67.3歳で、たぶん後10年で皆さんいなくなりますよね。そうなる例えば、65歳以上の方が5万人が丸々入れ替わってもらわないと困るぐらいの話なのに、新規就農者が毎年200人くらいで本当に追いつくのですかという素朴な疑問ですよ。それから、新規就農者を増やしていくために何がいるのか見てみると、青年の就農誘導をすとか定着支援をすと書かれているのですが、これをやったら本当に目標が達成できて、あるべき姿が実現できるのかと、そういう風に疑問に感じるところが一つあります。

二つ目はもう一個、今中間の報告があったわけですが、計画の策定からすると4分の1期ぐらいが終わったわけですよ。2年間で終わったわけなんで、今計画がきちんと機能しているのかどうかをきちんと判断して、それでうまく行ってないなら行ってないなりの方向修正をするというようなことを、厳しく問うていかないと、計画の達成なんて絶対にできないと思います。そういう意味で、ちょっと分からないのですが、このプランの下に各部署でどんなことをやらなければいけないのかについて、アクションプランがあってですね、それぞれ誰が何をいつの時点でやるのかはっきりしているのかどうか、というのがこの会議では見ることができないので、十分な試算が盛り込まれているのかどうかということが判断できないという部分がありました。

そおいう意味で、せっかく作った計画なので達成をして、8年後には福島の農業をあるべき姿の農業にしていくために、もっときちんと中間の計画のPDCAを回していくというようなことをやっていかなければならないのではないかと感じました。

議長 関連してどなたか、もしございましたら、お願いします。  
はい、横田委員お願いいたします。

横田委員 私も見せていただいたときに、数値が追えないプロモーションの部分ですが、風評を払拭するには大事だと思うのですが、やっぱり費用対効果が大事になってきますので、そこをもう少し見えるようにしていただきたいなと思います。

また、「がんばろうふくしま応援店」に2,242店舗が参加されているということですが、この方たちが年間どれくらい取り扱いをしてくださったのか、こういうのはとても大事だと思うので、連携しているところの数字も盛り込んでいただければと思います。

あと、牛について、一割ほど価格が下がったということで、承知もしているのですが、実際、今の時点でも、福島県にA5のお肉がないんですね。欲しくても買えない状態になっておりまして、地元ニーズと若干ズレているなというのが私の実感です。そういう地元の欲しがっている部分との調整を、今後どうやって行っていくのか。JAに任せたままにしてしまうのか、1割落ちているところを地元から盛り上げて地元消費を上げていくのかというところをどう考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

また、農業の担い手というのは、どうしても、全国の人口から見ても減っているのは当たり前話なので、この率が全国からみて、福島県だけ劇的に少ないのか、全国の平均と同じなのかによって違うのかなと思うので、もし分かればこの数字を教えていただきたいと思います。

議長 それでは岸委員お願いいたします。

岸委員 先程の質問に関連してですが、新規就農者が少ないという問題は、私も前から思っておりまして、その時考えたのは、それを担っていくのはおそらく生産性の向上だろうということです。大規模化することによって、1人当たりの生産性を10倍とか20倍にすることによって、それを補っていくプランを作っているのだろうと理解していました。そういう意味で、どう動いているのかということが大切なのだろうと思います。

もう今まで、新規就農者の数は離農者の数の1/10とか1/20の数しか就農していないので、過去10年来ずっと続いているわけですよ。ですから、同じ規模の農家では、もう、同じだけの生産はできないということは明らかなので、それに変わる方策をとらなくてはいけないというのは、中山間地域は別にして「大規模化」ということで理解しております。それに対して、大規模化がどれくらいできているのかということの具体的な数値が良く見えないので、その辺りが分からないと、この政策が良かったのか悪かったのかが分からないと思います。

それと、このプロジェクトについて、私も策定段階で質問したと思うのですが、従来、どの農業に対しても政策を適応するということで、公平な感じの施策が多かった。少ない予算の中で実施しなくてはいけないので、「集中」が必要というので、切ったものがあるのだと思うのですが、今回、報告書を見たら、「葉たばこ」の話なども掲載されていました。どうしてそこにお金を使わなくちゃいけないのかというのは、いまだに疑問です。

それと、先程ありました、買う人の考えで物を作っていくというのは、当然プロダクトアウトではないという意味合いだと思います。マーケットインの考え方で物を作りなさいよというのは当然のことだと思うのですが、そのうちの何をやるのかということだと思います。「恵みイレブン」もいいのですが、このイレブンを決めるときも、私は数が多すぎますよねと話をしたのですが、もう少し集中と選択が全ての部分にないと、力が分散してしまうのだらうと思っておりますので、その辺のことをお聞きしたいと思います。

それから、少し違う角度なのですが、GAPの話があったと思うのですが、資料の5ページですね。「関連指標の進捗状況」でGAPに取り組む産地数、目標が242産地以上で、直近値が156産地ということで、かなりのスピードで進んでおり、最終的には目標値を達成するのかなと思っておりますが、このGAPに取り組む産地数というのは、その産地の全農家がGAPを実施していると理解して宜しいのでしょうか。それとも、GAPを推進している集まりとして考えているのか、教えてください。

議 長 はい、御意見並びに御質問等もございました、ここで全てお答えできるとは限らないと思いますが、お答えできる点で結構ですので、各課よりお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

畜産課長 畜産課でございます。牛肉のA5の肉がないのではないかと御指摘がございました。特に大手スーパー等は、福島牛という形で売り出すことは、思い切って販売しにくいということをバイヤーの方からたびたび話が出ます。首都圏と県内で産地懇談会を開きましてバイヤーや小売店の方たちを含めて、色々話を聞いておりますが、まだまだ風評の部分については、根強い部分があると聞いております。福島牛で販売しているところもありますが、一般的な国産牛という名前になってしまっているところもあるということでもあります。

一般的に県内は牛肉の消費は震災前から少なかったのは事実であります。当時から消費拡大については積極的に取り組んでおり、流通業者の皆さん、それから消費者の皆さんとも懇談会を開いたり、お願いしてい

るところであります。そういった中で、今後も福島牛という形でなるべく多くの方に消費してもらうよう様々な PR 活動を現在も実施しているところでございます。なお、地元ニーズとずれているのではないかということについては、精査していく必要があるかと考えております。

議長 はい、ありがとうございます。

そのほか、はい、お願いいたします。

農業担い手課長 農業担い手課でございますが、農地の規模拡大についてお答えさせていただきます。農地中間管理事業ということで、今年からスタートさせてございますが、この中でいかに担い手に農地を集約していくかということで計画を組んでございます。現在、認定農業者や集落営農関係の特定農業団体、新規就農者といった担い手の方への農地の集積は、39%になっています。これを10年後には75%まで増やしていきたいと考えております。現在の担い手の農地の平均の経営面積につきましては、大体5 haでございますので、これを今申し上げた割合に増やしていくような形で考えてございます。以上です。

議長 はい、では農林企画課長お願いいたします。

農林企画課長 佐藤委員からお話のありました進行管理の考え方について、お話をさせていただきます。平成25年の3月に作っていただきました新生プランですが、厳しい状況の中にもありましても目標を実現をすることによって持続可能な農林水産業が実現できるという考えの基にそれぞれの数値を出してございます。例えば新規就農につきましては、最低でもこの人数があれば集落営農なり法人化というような規模拡大によりまして、県内の14万 haになる農用地を活用できて持続可能な農林水産業が維持できる、そのような考え方によって目標を設定したところでございます。本県の場合、原子力災害あるいは東日本大震災という状況がございますけれども、それを乗り越えていくためにも、平成32年には持続可能な農業に転換実現をするという考え方の基で目標を設定をいたしました。

そういった目標実現のために、まさに今日、各委員に御議論をいただいておりますが、どこに問題点があるのかについて点検するのがこの進行管理でございます。私どもの作業の中では各年次ごとの目標値と現状値について直線的な増加という風な形での分析を設定しながら、各品目ごとに個票を積み上げて、それが今回お示しをした中身となっております。したがって、様々な議論を集約したものが本日の資料になってございますが、委員の皆様の御意見を踏まえ、また施策の内容を展開をして来年度の予算なり、事業展開をどうしていくのかというような形でPDCAを回していきたいと思っております。

ただ、十分な分析になっていないのではないかという御指摘かもしれませんが、私ども農林水産業の経営の実態については農林業センサスによって把握をしております。それ以外は各業務統計でそれぞれの品目なり個々の事例ごとには積み上げをして、それで把握をしているところです。しっかりした調査のデータとなるとセンサスになるものですから、5年に1度そのセンサスで点検をしながらやっていく、そのような形で目標値の実現のための進行管理をしているということを御理解をいただきたいと思います。

なお、選択と集中について葉たばこの話もございました。葉たばこにつきましては、事業になぜのっているのかというお話ですが、御承知のとおり震災によって葉たばこが日本たばこ産業株式会社へ出荷できなかつたこともありまして、葉たばこ農家の経営転換が一つの課題になっておりますことから、そうした意味で今事業があるというようなことで御理解をいただければと思います。まさに選択と集中、それについては、本日の御意見を踏まえて、今後の予算編成等の中で、検討してまいりたいと思っております。

担い手の減少率でございますが、福島県は小規模な農家が多いというような特徴がありますので、全国よりも高齢化率等が進んでいるというような状況があるかと思っております。そうした中であるがゆえに担い手の育成、法人化、企業化、プロフェッショナル経営体という新しい取組を進めております。こういった形で多様な担い手をしっかり作ってまいり、そういった事業に力を入れているところでございます。

色々御意見を頂戴しながら検討していきたいと思っております。

議長

はい、ほかにもありますか。

農産物流通課長

応援店のフォローアップという話がございました。この応援店は、非常に緩やかな中で取り組んでいるということでございます。県産農林水産物を積極的に活用いただいている、または、今後活用する予定であるとか、さらには、復興の情報提供をしていただいているとか、制限等をつけるようなものではありません。数はどんどん増えていただいよいよわけでございます。ただ応援店というのぼりだけ掲げているところもあるかと思いますが、それはそれで効果はあると思うんです。

しかし、活動の推進を図ることと併せて、応援店でどんな活動をやっているのかという状況の把握は、できる限り応援店の協力をいただきながら、報告を求めるのではなく、協力いただきながら、今年度から取り組んでいるところでございます。また、応援店になっていただいたからにはそれなりのメリット感を出していかなければならない時期になっているのではないかということもありますので、その辺も踏まえて取組を進めているところでございます。

それから、プロモーションの成果、費用対効果というお話がありました。非常に重要な点ではあるのですが、ことこの風評対策については、プロモーションをやった結果、すぐ売り上げや販売拡大に繋がるものではなく、非常に長い時間を要すると思っております。そうした中で、TVCM等のプロモーションを御覧になった方の購入意欲は高まるというようなアンケート調査結果が出ております。先程部長からもお話ありましたが、消費者庁の調査を見るとですね、せっかくポジティブな情報を積み上げてでもですね、ちょっとしたネガティブな情報がバンと入ると、それが突き崩されてしまう、元に戻ってしまう。またそこから積み上げていく。これを繰り返し繰り返しやっていくしかない、と思っております、その費用対効果がどうだったのかというのは、数字的にすぐに出すことは難しいものではないかと思っております。

そうは言いましても、今後の販売拡大に向けて、風評払拭というのがあるわけですから、効果的な取組を継続してやってまいりたいと思っております。

横 田 委 員

例えばWEB訪問者数等はたぶんカウントできると思うので、実際的な売り上げというよりは、何人が見たとか、イベントを実際に行ったときも、何月何日どこどこに行ったというよりは、何を配って、例えば、そのチラシが1千部なくなったというような、いろんな方にPRできたという所が実績かと思えます。実際にどのくらいの方に見ていただいたという数字を出してもらえると、より一層分かるようになるかなと思うので。売り上げじゃなくてもよいと思えます。

農産物流通課長

実際、「ふくしま 新発売。」というサイトを使って、安全への取組や生産者の声等を発信しております、その数字はきちんとデータとして取っております。かなりの訪問者がおりまして、1日当たり1万5千ページを見られる、訪問者が2・3千人程いらっしゃるというデータがあります。これはしっかりと出していきたいと思っております。

そのほか、各イベントにおいて、参加者からアンケートを取るようしております。その中で、今まで福島県の物を食べてましたか、食べてませんか、今回のイベントを受けて、どの様に意向が変わりましたかというような、意向調査を行っておりますので、纏まり次第、何かの機会に公表してまいりたいと思っております。

横 田 委 員

ありがとうございます。

議 長

はい、それではお願いいたします。

環境保全 農業課長	<p>環境保全農業課です。岸委員から御質問がありましたGAPについて、お答えしたいと思います。GAPは、馴染みの無い委員もおられるかもしれませんが、農産物の生産過程の各段階におきまして、総合的なリスク管理を行うために、具体的には「チェックリスト」を作りまして、農家の方がそれぞれチェックを行って安全確認をするというものでございます。</p> <p>福島県におきましては、放射性物質対策も含めたチェックリストを作り、マニュアルとしてまとめておりまして、現在、156の生産地で取り組んでいただいております。この「産地」の考え方ですが、例えば、JAの稲作部会のような部会単位で1つの産地と考えておりまして、さらには、任意の生産出荷組合といった方々も含めて、産地として把握しております。また、委員から御指摘があった「全員が取り組んでいるのか」ということにつきましては、基本的には、出荷する方が全員で取り組んでいただくということが目標でありますので、中には上手くいかないところもあるかもしれませんが、全員で取り組んでいただくということが重要であると考えています。</p>
議長	はいそれでは、今のことに関してですね、どうぞ。
岸委員	今のことに對してです。こういう認証制度は、HACCPなんかと同じ意味合いがあると思うのですが、そういったものは監査しますよね。第三者が、2者じゃなく第三者が、こういったことはなされているのでしょうか。
環境保全 農業課長	GAPについて、委員のおっしゃる「認証GAP」につきましては日本GAP協会が定めた適合基準を個人の農業者若しくは団体に対して認証機関が認証するものでございます。これは非常にお金も掛かることでございまして、県で現在進めておりますのは、2者認証といえますか、生産者側と取引先との間で認証を行うGAPです。現実的にいいますと農家とJAがチェックをして確認をするということで取組を進めてございます。
議長	<p>はい、それではほかのテーマに関してでも結構です。御意見ございませんか。</p> <p>はい、小森委員お願いします。</p>
小森委員	人材育成についてですが、先日神戸の担い手サミットに参加したとき、かなり女性経営者が面に出て活躍していることが見受けられました。女性と若い者が活躍している地域は、活性化しているんですね。この部



分で福島県が不思議だなと思うのは、大学があっても農業に関する、人材育成する場所は大学にないんですね。福島大学もそうでしょ。ほかの地域はみんな大学に農学部があるのに、やはり人を育てる意識が本当にあるのかと思うのですが、そういう点は少し考えていただきたいと思っています。

それと、法人化率を高めるという話がありましたが、法人化だけで人は育たないと思うんですね。先程話をした、「六星」という所を視察したときに、法人化が人を育てるのではないんだと、人を育てるのは会社化だと、会社化することによって、人を育てることができるんだと言われ、なるほどなと思いました。単に利益を上げる組織じゃないんだ、そこからだんだん人を育てていって、地域の若い人をまとめていくという考え方なんですね、まさにそういうことだと思っています。

はたして福島県にどれだけそういうところがあるのかと思うのですが、そういう所を改めて考えていただきたいなと思います。ちなみにそこは平均年齢が33歳です。100人くらいいるのですが、是非人材育成という点で色々取り組んでいく必要があるのではないかと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長

はい、では御意見ということで承りたいと思います。

はい、それでは畜産振興協会の但野委員の代理の鈴木専務お願いいたします。

畜産振興協会  
鈴木専務

畜産振興協会の鈴木でございます。重点戦略の中程でございます、環境と共生する農業の推進について、たい肥の広域流通対策については積極的に取り組んでいただいているところでございます。発災後、一定レベル以下の畜産農家にあるたい肥については、除染等において利用したところでございます。しかし、また新たな問題として、しっかりと使っていただけるレベルである暫定許容値400 Bq/kg以下のたい肥にあっても、安定的に耕種農家で利用していただけない状況にあります。安定的な畜産経営の再生産にあたって、懸念を払拭していくために改めて一大的なキャンペーンを行っていただきたいと思っております。特に先程よりお話がありました米価下落対策の一つの手段として、飼料米の取組と併せて、たい肥の施用が非常に必要になろうかと思っております。また、たい肥の継続的な施用により、土壌の交換性カリウム含量を高めることが、放射性セシウムの移行制限に非常に有効であるということでございます。余談ですが、試験的には400 Bq/kgを越えるたい肥を施用しても飼料等への移行は非常に少ないという状況でございます。当然400 Bq/kg以下のたい肥を利用するのが前提ではございますが、是非一大的なキャンペーンを進め、畜産生産基盤の安定化をよろしく願いしたいと思っております。以上です。

議長 はい、それでは環境保全農業課長お願いいたします。

環境保全農業課長 はい、環境保全農業課でございます。原発事故によりまして積んであったたい肥が滞留しているという問題、非常に畜産農家の皆様にとっては大きな問題であると認識してございます。国は400 Bq/kgで線を引きまして、400 Bq/kg以上のものは農業系汚染廃棄物ということで廃棄物処理をしましょうと、400 Bq/kg以下のものは農地に還元しても問題ないので、利用を促進しましょうということで進めてきたところで

400 Bq/kg以下のたい肥の利用については、県も率先して行ってまいりましたが、広域的な利用を促進するため、東京電力に一肌脱いでいただき、広域的なマッチングを行いました。県南地方のたい肥を会津地方で使う等、畜産農家と耕種農家とのマッチングを行い、運搬経費と散布経費を東電が負担するという形で進めてまいりました。それで、今年の6月までにこの取組を進めてまいりましたが、残念ながら全部解消するには至らなかったため、東京電力に申し入れをして2年間延期をして、現在もマッチングを進めているところでございます。2年間のうちに滞留しているものは解消してまいりたいと考えております。

それから、こういったたい肥の利用につきましては、400 Bq/kg以下のものは、土壌中の放射性物質濃度を上げることはないことが分かっておりますのでチラシ等を作成しまして、耕種農家の方に配って利用促進を図っておるところでございます。

議長 はい、今コメントをいただきましたが、更なるキャンペーンを進めて欲しいという御意見かなと思います。

はい、それでは中央会遊佐部長、お願いいたします。

中央会遊佐部長 代理で失礼いたします。せっかくの機会ですので一つ御質問させていただきます。資料4-1の10ページの一番下に輸出の取組がございませう。県の皆様にもがんばっていただき、たくさんの取組をしていただきました。風評対策の一つにもなろうかと思っております。

私どもも輸出の取組を進めなければと思っており、JAの営農指導員も東南アジアを勉強しなければならないということで、現在、十数名がシンガポールとベトナムの方に行って勉強しております。果物や米ということで取り組んできておりまして、過去にも輸送手段に対する助成等もいただき取り組んできたわけでございます。

やはり海外の富裕層は日本産の品質の良いものを求めていると認識しておりますが、補助金なしで収支が取れるといった見通しがどの程度あ

るのか、有望な品目や収支の見通し、あるいはそれぞれの国にどの程度マーケットがあるのか、行政はどのような分析・調査をされているのかを教えてくださいたいと思います。

私ども J A グループもそれぞれの県がばらばらにやるのではなくて、全農が一元的に同じ品目はロットを太くするとか、あるいは時期がずれればリレー出荷するというようなことで、営農経済改革の中で全農による一元的な輸出体制ということも今検討している最中でございますので、教えていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長

はい、この点についてはいかがでしょうか。輸出産品の見通しですね。

農産物流通課長

農産物流通課でございます。私どもの方で商工労働部県産品振興戦略課と連携して輸出の取組を行っているところでございます。県としては、今まで震災前に輸出に取り組んできた国々については当然のことながらアプローチしていくことで考えております。そうした中で、タイ、マレーシア等々で輸出が再開されてございますが、まだまだ震災前の状況になってないわけでございます。数 t 単位の話でございますので、輸出というような言葉をはたして使ってよいものなのかというような段階であると思っております。

今後は商工労働部県産品振興戦略課や関係団体と連携しながら今後の戦略について、しっかりと描いてやっていきたいと思っております。その辺は J A グループさんと一緒に議論を深めたいと思っております。

議 長

はい、そのほかございますか。だいぶ時間が経ってまいりましたので、一つここで今日欠席なさっている伊藤委員から書面で御意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

一点目ですね、農産物流通課関係だと思えます。風評払拭に向けた県の取組についてということで、国内バイヤーに対して、県産農林水産物の安全性を理解してもらう取組に、さらに力を入れる必要があるのではないか。バイヤーが県産農林水産物の安全性を理解して伝えることが必要であると思う。バイヤーの役割は、良いものを適正な価格で消費者に提供するという。バイヤーの方々が安全性を理解して、それを伝えていくということが必要であろう。具体的には、バイヤーの目利き選手権のようなものをやってはどうか。そこで優れたバイヤーには、例えば今後 10 年、20 年、優先的に福島県の農産物を提供するような特典を付与する仕掛けなどがあってもよいのではないかというような、御意見というか提案がございます。

それから、水田畑作課関係ですね、米の生産についてということで、今回の資料では、今後の米の生産をどのようにしていくのかは分からない。全農では 60 万トンに飼料用米に回すこととしているので、そこに

回すことを考えてもいいのではないか。生産数量の目標は平成29年までで、平成30年以降の県の取組をどうするのか検討を始める必要があるのではないかという御意見と提案がございます。

さらに、農業担い手課の関係ですね、これからの農業をけん引していく10代20代の若者に今後求められるのは、少ない担い手の中にあつて、土地利用型であれば1,000ha規模の農場、園芸であれば数10億円の生産を行う農場をマネジメントする能力である。既に100haクラスの農家はいるが、そのような経営体が10戸集まれば1,000haとなるということで、このマネジメント能力に優れた担い手を育成するという仕掛けを今からやる必要があると思う。そのため、高校や短大を出た後に、農業以外の企業等で経営マネジメントを学ぶ機会があるといいと思う。また、法人の経営者が倒れた場合に、その法人を誰が継続させるのか。現実的に大きな問題となっている。このような場合にもマネジメント会社の育成が必要であると考えられるといった御意見です。

それからもう一つ、農村計画課へですが、エネルギー自給について動き出していることは分かるが、例えば小さなコミュニティでエネルギーの完全自給を行うモデルの創出にチャレンジしてはどうかといったことも御検討いただけないかというコメントをいただいております。

委員は本日いらっしゃいませんが、そういった意見があったということで委員の方々並びに各課の方で受け止めていただいて御検討いただければと思います。

今、伊藤委員の提案等のことで、もしお答えできるような方がございましたら、お願いしたいと思います。

農産物流通課長

農産物流通課でございます。1番目の意見・提案についてでございますが、安全・安心の取組については、これまでも「消費者向け」、さらには「市場関係者・流通業者向け」に様々な取組をやってきております。そうした中で、私どもがお付き合いしている、大手量販店等のバイヤーさんについては、ほぼ理解は進んでいると感じているところです。ただ、結果的にお店の棚に並ばないということは、私はバイヤーさんの提案を捉える組織の上局の方が、もう少し理解が必要であるという感覚を持っています。そうしたこともありまして、私どもとしては、経営者等に対する「知事等のトップセールス」も展開しているところでございます。そのほか、東京事務所と連携しながら、企業者、原子力関係業者も含めて、企業を訪問して理解促進を働き掛けるという活動をしているところであります。

そうした状況の中で、最後に御提案がありました、「バイヤーの目利き選手権」については、今の福島県の状況の中では考えられないことです。福島県としては、先ほど小森委員からもありましたが、商品として

売れる物が本当にあるのだろうか。いわゆる農産物というのは、選択肢の幅が広いわけですね。福島県の物が無ければ駄目だというような物があれば、産地の競争力・市場の占有力が強いような物があれば、こういうこともできるのかもしれませんが、中々、そういう状況にはなっていないのだろうと思っております。我々としては、農林水産物といってもバイヤーの目に叶うような商品をきちんと提供することが必要なんだろうと思っております。まず、そういう取組をやった上で、ある程度評価をいただいた中で、こういうような試みも、その後の施策として出てくるかもしれません。受け止めるには、中々、厳しい御提案だなと思っております。

水田畑作課長

水田畑作課でございます。米を巡る情勢は非常に大きく変化していることを受けて、アドバイスをいただいたものと思っております。具体的には、国の経営所得安定対策や平成30年度からの米の生産目標数量配分の廃止、中間管理機構による農地集積の加速化というような、国の農政改革が一つの要因であり、また、本県については、原子力災害に伴う風評などでも厳しい状況にあることから、そういったことを受けてのアドバイスと思えます。

今後、水田農業をどの様な方向に進めていくかということ、関係団体とも話し合いをしているところでありまして、何らかの形でまとめて、お示しをしたいと思っております。

この中で委員からありました、全農の飼料用米60万tということも、当然、最大限に活用させていただく考えでございます。平成30年度以降の取組についてでございますが、本県は平成30年に向けてどうするのかということが、一番肝心と思っております。そこまでに何をどうしなければならぬのかということ、まず、まとめていきたいと思えます。

平成30年度以降につきましては、国でもまだ明確なビジョンを示しておりません。その辺が明らかになってから、検討するというにしたいと思えますが、平成30年度に向かって、今、示されているものを十分にクリアできるような方向を検討してまいりたいと思っております。

農業担い手課長

経営者としてのマネジメント能力の部分でございますが、私ども、先程の説明にもありましたが、これから本県農業を発展させるためには、高い生産力と優れた経営管理能力を有する「プロフェッショナル経営体」を育成していかなくてはならないと考えているところであります。今回、そのために新規事業を立ち上げたところですが、これは、単なる補助事業ということではなくて、始めに立てた経営改善計画的なものが計画どおり達成されるよう、定期的にアドバイザーを派遣しまして、助言をしながら進めていくというものでございます。また、プロフェッショナル

経営体の方々には協力をお願いしまして、農業短期大学等で講演・講義等を行っていただき、若い方々の経営管理能力の向上も図っていきたいと考えております。

法人のマネジメントという部分についてですが、県農業会議に法人化支援センターを設置しており、こちらで法人設立のための支援や設立後の初期的な部分でコンサルタントを行うような対応をしているところでありまして、ケースバイケースで支援をしていきたいと考えております。

農村計画課長

農村計画課でございます。エネルギーのコミュニティでの自給自足のお話でございますが、エネルギーの活用に関しましては、農業用水利施設の小水力発電というものがございます。目的としましては、土地改良施設の維持管理に伴う農家負担の軽減でございます。ある程度、採算性が見合った、まとまった発電が必要であると考えております。現在、県としましては、農業用ダムへの設置に向けた事業計画の策定を進めているところでありまして、採算性が一番重要でありますので、コミュニティ内でのエネルギーの自給自足は、中々難しいのではないかと考えております。これからも、経済性が確保できるものにつきましては、積極的に導入する方向で進めていきたいと考えております。

議長

それぞれの方から、御回答をいただきました。では、ほかにございますか。

岸委員

県でも良く分かっていらっしゃるなと思ったのが、風評被害を払拭するためには「商品力」だろうという話をお聞きしまして、確かにそのとおりだなと思います。

バイヤーさんは、福島の商品が決して危ないとは思っていません。ただ、先程島部長からもお話がありましたように、15～20%近くの方が「福島県の商品は買いたくない」と考えております。そういうのがあったときに、同じ商品だったら福島県の商品は売らないで、よそのものを売りたいというのは当然だと思います。リスクはなるべく避けたいというのがありますので、売れない可能性があるものが15～20%あるのであれば、そうでない物が欲しいとなるのは仕方がないので、それに打ち勝つだけの商品を作っていくしか方法はないのだろうと私も思っています。

私も、食品を製造しております。あるところで、別なブランドで作っている商品をお話していただいておりますが、うちのブランドで住所が記載される商品は売っていただけません。「ふくしま」を外して欲しいと言われます。同じ工場で作っていることは、バイヤーの人は分かっている、ふくしまで作っていること別に問題ないのだが、お客さんの反応が嫌だという話を聞かされます。それに打ち勝っていけるような商品を、

福島県で作っていかないと、絶対駄目だと思っています。風評被害は、これから40年は続くと思っています。原発が跡形も無く消えるまでは、必ずあります。何かのたびに話題になりますので、新聞とかテレビに出なくなれば消えるのですが、今のところはそれはあり得ない。

だから、新しいことをやらないといけないのだろうなと思います。復旧・復興だけでは駄目なんだろうなと思いますので、そういう形でこれからの施策も進めていかななくてはならないだろうと思っています。よろしくをお願いします。

議

長

どうもありがとうございました。そのほか、御提案等があれば、お願いしたいと思います。

宜しいでしょうか。

以上、皆様から、沢山の御意見を伺えたと思います。現状では、厳しいことが沢山ございます。その状況を、ある意味では、きちっと、冷静に、真摯に分析しながら、毎年毎年、様々な課題について、何をどう進めていくのかということ、きちっと評価していくということが、各委員の御意見から出されたと思いますし、今までやってきたことをそのまま進めるということは、もちろん無いわけですが、新しいことにチャレンジして、福島の商品を誰にでも買っていただけるような力を付けていくということが、今後、重要になってくると思います。

今日は、皆様から沢山の御意見をいただきましたので、これを十分に踏まえながら、実効性がある取組を、今後、進めていきたいと思えます。

これで、今日の議事は終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、最後に、部長から何かございましたら、お願いします。

農林水産部長

本日は、長時間に渡り様々なお立場からの御意見をいただきありがとうございました。いくつか答えきれなかった部分もありますが、今回、お話をいただいたことを整理して、今後に反映していきたいと思えます。

いくつか私からお話をさせていただきたいと思えます。

1つは、小森委員からもいただいた「売れる農林水産物づくり」であります。岸委員からもお話がありましたように、同じ物では、やはり福島県は置いて行かれるので、「売れる物」、「差別化できる物」を作らなくてはならないと思っています。本県では4年前から、地域産業6次化ということで、付加価値を付けて良い物を出していくという事業に取り組んでいます。6次化商品も400種類に増えまして、小ぶりで大きくは育っていませんが、取組を続けていきたいと思っています。

それから、佐藤委員からありました、「目標管理」、「PDCAサイクル」については、皆様からこういった形で御意見をいただく、あるいは、

数値目標を定めてございますので、毎年、新しい数値が出たときに、目標と離れている部分については反省をしながら、来年度をどうやっていくか、真に予算編成の中で事業を立ち上げた中で、修正を加えながらやっていきたいと考えております。

それから、岸委員からお話がありました「イレブンが多すぎる」、「網羅的過ぎる」ということにつきましては、我々行政の宿命といいますか、たばこを作っている方にも頑張っている方がおりますので、その部分はどうしても網羅的に成らざるを得ないところがございます。予算の中で、先ほど、何人かの課長がお話をしたように、福島県は厳しい状況なので、ピンチをチャンスに捉えて、福島県で本気になって農業をやっている人たちを、プロフェッショナル経営育成事業や先端技術導入モデル事業などによって、できるだけ応援して増やしていく方向にシフトしていきながら、地域のリーダーとなる人たちを増やしていくって、全体的な所得額を上げていくという方向で頑張っていきたいと思っております。

それから、農学部のお話がありました。これは、以前から県議会でも取り上げられており、「何故、福島県に農学部が無いのか」という話がありまして、我々としても、お答えかねるところもあるのですが、たまたま、来年度、福大に農学部設置の研究費が付いたということでございます。人口が減っている中で新しい学部をつくるというのはスクラップ&ビルドが必要なので、我々も一緒に考えながら、頑張っていきたいと思っております。また、人材育成、就農に繋がる農業短期大学というのがございます。これについても、これからもっと強化していこうと考えております。

皆様からいただいた御意見を踏まえて、一つ一つ確認をしながら、今後、千葉会長からお話があったように、施策に反映させて、「福島県農林水産業を震災前以上に戻すのだ」という気概で、長い戦いになりますが、頑張っていきたいと思っておりますので、これからも、御支援、御指導等をよろしく願いいたしたいと思っております。

本日はありがとうございました。

議長 　　では、以上をもちまして、議長の職を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

司会 　　千葉会長、ありがとうございました。また、委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、平成26年度福島県農業振興審議会を終了いたします。ありがとうございました。



## 平成26年度福島県農業振興審議会 出席者名簿

### 福島県農業振興審議会委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
福島県農業振興審議会	委 員	川 上 雅 則	代理：遊佐 正広 農業対策部長
福島県農業振興審議会	委 員	但 野 忠 義	代理：鈴木 弘 専務理事
福島県農業振興審議会	委 員	櫻 田 浩 二	
福島県農業振興審議会	委 員	岸 秀 年	
福島県農業振興審議会	委 員	小 森 貞 治	
福島県農業振興審議会	委 員	佐 藤 直 美	
福島県農業振興審議会	委 員	千 葉 悦 子	
福島県農業振興審議会	委 員	中 村 啓 子	
福島県農業振興審議会	委 員	平久井 信 子	
福島県農業振興審議会	委 員	松 本 順 子	
福島県農業振興審議会	委 員	横 田 純 子	

### 福島県

所 属	役 職	氏 名
農林水産部	部 長	畠 利 行
〃	技 監	大 谷 秀 聖
〃	政 策 監	古 市 正 二
〃	食産業振興監	安 海 好 昭
〃	次長(農業支援担当)	菅 野 和 彦
〃	次長(生産流通担当)	谷 井 彰
〃	次長(農村整備担当)	後 藤 庸 貴
〃	次長(森林林業担当)	水 戸 典 明
〃 農林総務課	部参事兼課長	丹 野 裕 一
〃 農林企画課	課 長	佐 藤 新 太 郎
〃 農林技術課	課 長	渡 部 幸 英
〃 農業振興課	課 長	佐 藤 清 丸
〃 農林地再生対策室	室 長	柏 倉 一 司
〃 農業担い手課	課 長	大 竹 浩 二
〃 環境保全農業課	課 長	沢 田 吉 男
〃 農業経済課	課 長	山 口 浩
〃 農産物流通課	課 長	金 子 達 也
〃 水田畑作課	課 長	天 野 亘
〃 園芸課	課 長	松 村 正 彦
〃 畜産課	課 長	伊 藤 純 一
〃 水産課	主任主査	山 本 達 也
〃 農村計画課	課 長	須 田 博 行
〃 農村振興課	課 長	森 口 康 弘
〃 農村基盤整備課	課 長	菊 地 和 明
〃 農地管理課	課 長	野 内 芳 彦
〃 森林計画課	課 長	大 高 明 彦
〃 林業振興課	課 長	松 房 政 彦
〃 県北農林事務所	所 長	甲 斐 敬 市 郎
〃 県中農林事務所	所 長	浅 野 裕 幸
〃 県南農林事務所	企画部長	菊 池 守
〃 会津農林事務所	所 長	戸 井 田 和
〃 南会津農林事務所	所 長	加 藤 政 樹
〃 相双農林事務所	所 長	小 島 重 紀
〃 いわき農林事務所	所 長	松 本 登
〃 農業総合センター	所 長	小 卷 克 巳